

仕 様 書

件 名	222号隊舎吸収式冷凍機熱交換器等整備	仕様書番号	55
		作成年月日	令和3年12月17日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 近藤 真也 近藤

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「222号隊舎吸収式冷凍機熱交換器等整備」に適用する。

2 実施場所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

3 概 要

222号隊舎機械室に設置されている吸収式冷凍機の熱交換器（吸収器・凝縮器）薬品洗浄作業・チューブブラシ清掃及び蒸発器チューブブラシ清掃を実施する。

4 作業機器詳細

メーカー・型 式	数 量
(株) 日立製作所・HAU-BW210V	1 台

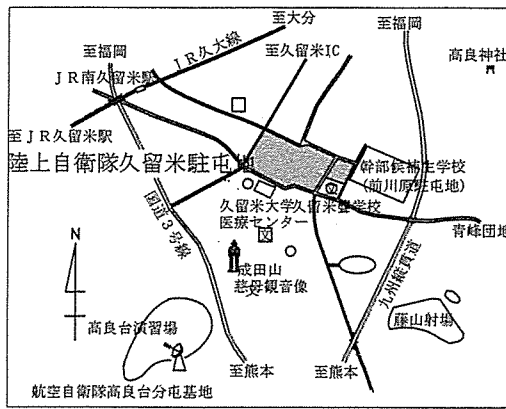
5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及びメーカー仕様により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は請負業者の責任において実施する。
- (2) 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう充分注意して実施すること。万一他に損傷を与えた場合には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の作業写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し作業前・中(各工程毎)・後及び材料等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番縦)に整理のうえ1部を監督官に提出する。なおネガ又はデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去すること。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず駐屯地側の電気、水を使用せざるを得ない場合は事前に監督官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用することができるが使用に要した費用については、請負業者の負担とする。

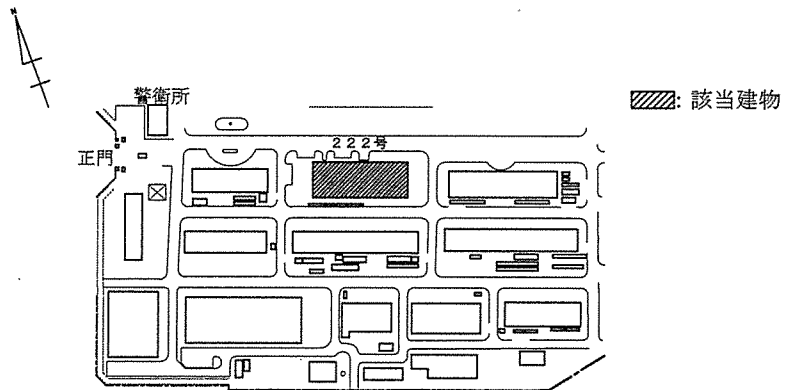
6 特記事項

- (1) 本役務は、吸収式冷凍機製造メーカーまたはメーカーが認定した者が実施する。
- (2) 請負業者は、作業工程表を作成し、監督官の承認を受けた後、作業を実施するとともにこれに立会い、作業の円滑な実施に努めるものとする。

- (3) 洗浄に使った廃液（洗浄水）は場外にて適正に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出する。
- (4) 作業完了後はチューブ洗浄後チューブのスケール付着状況を確認の上、写真撮影し報告とする。
- (5) 復旧時にはガスケットは新品と交換する。

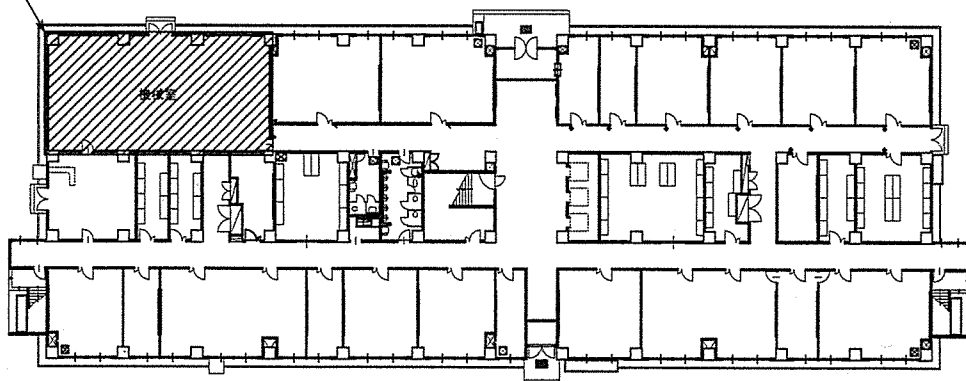


駐屯地案内図 S=1/X



久留米駐屯地配置図 S=1/X

作業場所



222号隊舎平面図 S=1/X